

CRS

Common Reporting Standard

共通報告基準



CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準とは、 、 、

* 世界120カ国以上（欧州・アジア・オセアニア・中東・カナダ・南米等）が参加する金融口座情報の自動交換制度（アメリカは別途FATCAを運用）

* OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構）が2014年に策定した国際ルール

* 各国の税務当局が非居住者の法人・個人の金融口座情報を居住地国の税務当局と自動交換

* 目的：海外資産・所得の透明化・脱税防止



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/summary.htm>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

国税庁のインターネットサイト

CRS情報の自動的情報交換の開始について

平成 30 年 10 月
国 税 庁

CRS 情報の自動的情報交換の開始について

1 概要

国税庁は、租税条約等の情報交換規定に基づき、CRS (Common Reporting Standard :「共通報告基準」) に基づく非居住者金融口座情報(CRS 情報)の自動的情報交換を開始しました。

CRS は、非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するために、平成 26 年 (2014 年) に OECD において策定された国際基準であり、100 を超える国・地域が CRS 情報の自動的情報交換に参加することになっています。別紙 1 をご覧ください。

我が国は、この自動的情報交換を行うため、平成 27 年 (2015 年) 度税制改正において、国内に所在する金融機関が、非居住者の保有する口座につき、口座保有者の氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等の情報を所轄税務署長に報告する制度を導入し、報告された CRS 情報の初回交換は、平成 30 年 (2018 年) 9 月までに行うこととしていました。現在、我が国にとり、この自動的情報交換の対象となる国・地域についても、別紙 1 をご覧ください。

なお、各国税務当局間での情報の授受は、OECD が開発した共通送受信システム (CTS: Common Transmission System) を通じて行われます。



<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/001.pdf>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

(平成30年(2018年)10月5日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)	2018年に初回交換(53か国・地域)	2019年又は2020年に初回交換(5か国・地域)	初回交換時期未定(42か国・地域)
アイスランド	セーシェル	アゼルバイジャン	アルバニア(2020)
アイルランド	大韓民国	(中)香港	アルメニア
アルゼンチン	チエコ	(中)マカオ*	ウガンダ
イタリア	デンマーク	チリ	ナイジェリア(2019)
インド	(丁)フェロー諸島	アンドラ	ペルー(2020)
英國	ドイツ	イスラエル	モルディブ(2020)
(英)アンギラ*	ノルウェー	インドネシア	エクアドル
(英)英領ヴァージン諸島*	ハンガリー	ウルグアイ	エジプト
(英)ガーンジー	フィンランド	オーストラリア	エルサルバドル
(英)ケイマン諸島*	フランス	オーストリア	ガイアナ
(英)ジブラルタル	ブルガリア	(蘭)アルバ*	ガボン
(英)ジャージー	ベルギー	(蘭)キュラソー*	カメルーン
(英)タコスカイコス諸島*	ポーランド	(蘭)セントマーティン	カンボジア
(英)バミューダ*	ポルトガル	ガーナ	グアテマラ
(英)マン島	マルタ	カタール	ケニア
(英)モンセラット*	南アフリカ共和国	カナダ	コートジボワール
エストニア	メキシコ	クウェート*	ジブチ
オランダ	ラトビア	クック諸島*	ジャマイカ
キプロス*	リトアニア	グレナダ	ジョージア
ギリシャ	リヒテンシュタイン	コスタリカ*	セネガル
クロアチア	ルーマニア*	サウジアラビア	セルビア
コロンビア	ルクセンブルク	サモア*	タイ
サンマリノ		シンガポール	
スウェーデン		スイス	
スペイン		セイ셸/ストラーネーヴィス*	
スロバキア		セントビンセント及びグレナディーンズ*	
スロベニア		セントルシア*	
		中華人民共和国	

英國は2017年から、日本は2018年から
CRSで情報交換開始、即ち両国はお互いの
国の非居住者の金融口座情報を共有



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/summary.htm>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

英国と日本はCRSに参加

	英國	日本
協定署名	2014年10月	2015年10月
情報交換開始	2017年9月 (2016年分)	2018年9月 (2017年分)

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

【令和4年1月1日以降用】

～ 口座開設等を行う方へ～
金融機関等で口座開設等をする際は、
居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！

平成27年度税制改正（平成29年1月1日施行）により、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）で口座開設等を行う方（自然人、法人、組合等）は、金融機関等へ居住地国等を記載した届出書の提出が必要となります（※1）。

また、口座開設等を行う際、金融機関等により、届出書の記載事項が口座開設等を行う際に提出又は提示をした他の書類（※2）の内容と合致していることを確認されます。

なお、口座開設等を行う方の居住地国が特定の外国である場合、金融機関等により、平成30年以後、毎年4月30日までに、その口座開設等を行う方の金融口座情報が所轄税務署長に報告されます。さらに、その金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、その外国の税務当局と自動的に交換されることとなります（※3）。

【届出書の提出を要する場合の概要】

平成29年1月1日以後、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合（注）
新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号など（※4）を記載した届出書（「新規届出書」といいます。）の提出が必要となります。
平成28年12月31日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合（注）
既に口座開設等をしている場合でも、確認のため、金融機関等から、氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号など（※4）を記載した届出書（「任意届出書」といいます。）の提出を求められる場合があります。

（注）これらの届出書の提出後、居住地国等に異動があった場合には、届出書（「異動届出書」といいます。）の提出が必要となります。

【届出書の種類】

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	平成29年1月1日以後に金融機関等に新規に口座開設等を行う方（※5）	新規届出書、任意届出書、異動届出書（「新規届出書等」といいます。）を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国等に異動があった方
提出時期	口座開設等を行う際	居住地国等に異動が生じることとなった日から3月を経過する日まで等
記載事項	・氏名、住所及び生年月日又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地 ・居住地国名及び居住地国が外国である場合のその居住地国の納税者番号（※4） ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国等 ・左記の新規届出書の記載事項

2017年1月1日以降、日本に新規金融口座を新規開設する人は日本・海外を問わず居住地国・マイナンバー・外国納税者番号の申告を求められる

2016年12月31日以前に日本に金融口座を既に開設済みの人は海外の居住地国・外国納税者番号を任意で申告



https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/0021012-107_01.pdf

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

Shukatsu
終活

交換される金融口座の情報

- * 氏名・住所・生年月日
- * 税務上の居住地
- * TIN (Tax Identification Number ・ 納税者番号、英国はNational Insurance No.、日本はマイナンバー)
- * 金融口座番号
- * 12月31日時点の残高
- * その年の利子・配当・売却益等の発生額

参考 交換される金融口座の情報(イメージ)	
送信国 Transmitting Country	AU (豪州)
報告金融機関 Reporting FI	
金融機関名称 Name	XX. Bank
住所 Address	XXX, Sydney Australia XXX-XXXX
口座情報 Account Report	
ファーストネーム First Name	Taro
ラストネーム Last Name	Kokuzei
納税者番号 TIN	99999999
居住地国 Residence Country	JP
住所 Address	3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-Ku Tokyo Japan 100-8978
口座残高 Account Balance	200,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY
支払情報 Payment	
支払種別 Payment Type	CRS502(利子)
支払金額 Payment Amount	1,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY



<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/001.pdf>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

Shukatsu
終活

情報交換スケジュール

項目	行動
対象期間	1月1日から12月31日
残高基準日	12月31日
金融機関	金融機関は翌年4月・5月までに非居住者の金融情報を自国の税務当局に提供（英国はHMRC、日本は国税庁）
税務当局	税務当局は9月までに居住地国の税務当局に金融情報を提供

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度により、平成29年（2017年）以後、個人（居住者・非居住者）の方は口座開設等に当たり金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）に居住地国等を記載した届出書を提出することが求められています！

届出書記載のポイント（個人の方 向け）

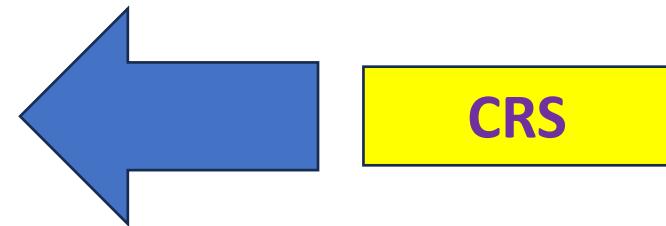


<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/summary.htm>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

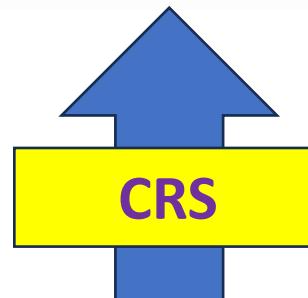
Shukatsu
終活

英國在住者が例えば日本に銀行口座を持っている場合



HMRCは確定申告が海外の金融機関からの所得・利子・配当等が正しく申告されているかをチェック

居住国とNI
Noを連絡



CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

この件の日本国税庁の元情報は以下の通り。



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY Google 提供

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶

ホーム 税の情報・手続・用紙 ▾ 刊行物等 ▾ 法令等 ▾ お知らせ

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 国際税務関係情報 / 共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRSコーナー」)

共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報 (「CRSコーナー」)



[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai
/crs/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm)

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

概要



外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）」が公表され、日本を含む各国がその実施を約束しました。この基準に基づき、各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供します。

平成27年度税制改正により、平成29年1月1日以後、新たに金融機関等に口座開設等を行う者等は、金融機関等へ居住地国名等を記載した届出書の提出が必要となります。

国内に所在する金融機関等は、平成30年以後、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなります。

また、令和4年に、OECDにおいて、共通報告基準における報告事項を拡充する等の改訂が行われ、承認・公表されました。

日本においても、令和6年度税制改正において、共通報告基準の改訂等を踏まえて、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の見直しが行われました。改正後の本制度は令和8年から施行され、令和9年以後は、改正後の本制度に基づいて金融口座情報の報告及び交換が行われることになります。

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

- 1. CRSとは
- 2. FATCAと租税条約
- 3. 国外財産調書とは

「海外に資産があるから大丈夫」
「カンボジアはCRSに加盟していないから大丈夫」
「スイス銀行は顧客情報を開示しないから大丈夫」



© SEI YAMAMOTO All Rights Reserved.



https://youtu.be/Xk8-9aUi_N8?si=eBY3GYeKbgyiLk9K

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

(YouTube動画の概略)

この動画は、海外資産を持つ日本居住者が知っておくべきCRS（共通報告基準）と国外財産調書制度について解説しています。主な内容は以下の通りです。

1. CRS（共通報告基準）について

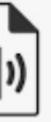
概要: 2014年にOECDが提唱した、外国の金融機関を利用した脱税やマネーロンダリングを防止するための国際ルールです。

仕組み: 加盟国間で、非居住者の口座情報（氏名、住所、口座残高、利息、配当など）を年に1回、自動的に交換します。

現状: スイス、シンガポール、香港などのタックスヘイブンを含む100カ国以上が参加しており、これらの国にある口座情報を日本の税務当局が把握出来るようになっています。

2. アメリカの制度（FATCA）

アメリカはCRSには参加していませんが、独自のFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）や日米租税条約に基づき、情報のやり取りを行っています。



CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

3. 非加盟国（フィリピン、カンボジアなど）の注意点

現在はCRSに加盟していないても、将来的に加盟する可能性が高く、その際に過去に遡って情報が開示されるリスクがあるため、バレないと考えて無申告でいることは非常に危険です。

4. 国外財産調書制度

対象: 12月31日時点で、海外に合計5,000万円を超える資産（預金、株式、不動産、暗号資産など）を持つ日本の居住者。

罰則: 期限内に提出しない場合や虚偽の記載がある場合は、加算税の加重や刑事罰の対象となる可能性があります。

5. 租税条約

二重課税（日本と海外の両方で課税されること）を避けるための仕組みについても触れられており、海外で支払った税金を日本の税金から控除する計算が必要になる場合があります。



<https://youtu.be/3ef5EOof-zU?si=Ata5vLU4kJAqFLdR>

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

(YouTube動画の概略)

このYouTube動画は、2026年1月1日が期限となる日本の金融口座に関する規制改正、特に非居住者に係る金融口座情報の共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）の見直しについて解説しています。

2026年1月1日施行のCRS改正と非居住者ハンター化

国税庁の発表に基づき、日本の銀行・証券口座を持つ金融機関は、2026年1月1日から新しいルールが施行されることにより、非居住者を特定する機能の組み込みが義務付けられます。

この改正の主なポイントは以下の通りです。

TIN（納税者番号）の取得義務化: 金融機関は、非居住者に対して居住国における納税者番号（TIN）の取得を義務付けます。これを申告しない場合、非協力的な非居住者として特定され、報告の対象になります。

報告対象の拡大: 預金・証券などに加え、暗号資産などのデジタル資産が新たに報告対象に追加されます。又、資金移動業者や電子決済業者なども報告義務の対象となります。

二重居住者ルールの厳格化: 条約上の双方居住者の振り分けルールに関する規定が削除され、日本と外国の双方で居住者と見做されるケースでは、情報交換の対象国が拡大し、曖昧な優遇措置が消滅する可能性があります。

リスク: 顧客が要件を満たさない場合、金融機関から非協力的な顧客と見なされ、銀行口座の凍結や強制解約に至るリスクがあると警鐘を鳴らしています。

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

Shukatsu
終活

(参考資料)

三菱UFJ銀行は、2019年7月、日本非居住者の顧客に対して、外国納税者番号提供の依頼

- * 海外の住所・外国納税者番号等の申告
- * 強制では無く、任意
- * もし情報提供しなくとも、不利益は無い
- * しかし、日本の税務当局へは非協力者として報告される

こちら

お客さまへ

2019年7月

株式会社 三菱 UFJ 銀行

「外国納税者番号」ご提出のお願い

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊行をご利用頂き誠にありがとうございます。

さて、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」(実特法)が平成29年1月に改正されました。これに伴い、弊行では、法令の要請に従い、「外国納税者番号(※)」の提出を順次お客さまにお願いしております。

(※) 外国納税者番号とは、日本以外の国における納税者番号であり、日本のマイナンバー(個人番号)は含みません。

お客さまが、外国納税者番号を保有されており、かつ、本件にご協力頂ける場合には、同封の「外国納税者番号申告書」をご記入頂き、2ヶ月以内を目処に返信用封筒にてご提出を頂きますようお願い申し上げます。

なお、お客さまは、既に弊行へ口座をお持ちですので、本件へのご協力は任意であり、提出有無によるお取引への影響はございません。

大変お手数をおかけ致しますが、何卒ご理解のほど、よろしくお願い致します。

謹白

CRS Common Reporting Standard 共通報告基準

複数の国に金融口座を所有する人の留意点

- * 自身の税務上の居住地はどこかを正しく認識する（各国の税制・二重課税防止の租税条約）
- * 海外の金融機関にも税務上の居住地を正しく申告
- * 申告・納税する国に正しく申告・納税